

都地環発第 418 号
平成 27 年 9 月 3 日

都留市市民活動推進委員会委員長 様

都留市長 堀内 富久

都留文科大学を始めとする学生と地域との関わりについて（諮問）

このことについて、都留市市民活動推進条例第 10 条第 2 項の規定に基づき、諮問します。

諮 問 趣 旨

平成 26 年 7 月 8 日に「まちづくり交流センターにおける市民活動推進事業について」に関し、平成 25 年 4 月よりまちづくり交流センター内に設置されている 3 つの機関（都留市社会福祉協議会及び都留文科大学地域交流研究センターの分室、都留市まちづくり市民活動支援センター）と従来から設置されている中央公民館及び市立図書館との連携・協力体制を活かしながら、市民活動支援センターが中心になって行う、今後の市民活動を推進するための具体的な事業について答申をいただきました。

また、平成 21 年に策定した自治基本条例によってまちづくりの主体として位置づけられている都留文科大学は、現在市が進めている大学連携型都留市版 CCRC 構想においても、大学と市民をつなぐ「地域の大学」として役割を果たしていくことが求められています。

以上のことから、「都留文科大学を始めとする学生と地域との関わり」について、別紙の答申に対する本市の現在の取組状況を踏まえながら、下記の検討項目を掲げ諮問を行うものであります。

(1) まちづくり事業への学生の参加・参画促進について

学生まちづくり運営サポーターの市主催によるまちづくり視察研修への参加や、まちづくり交流センター内に設置された戦後 70 年を記念した「平和を願う壁画」完成のため、学生を含めた市民による多数の折り鶴の作成など、市が行うまちづくり事業への学生の関わりは、自身もまちづくりの担い手であるという意識を醸成することにもつながります。

今後も、このような様々な事業への参加・参画促進に必要な事項について意見を求めます。

(2) 地域における活動団体や個人と学生とのつながりについて

まちづくり市民活動支援センターや都留文科大学地域交流研究センターなどとの連携により、まちづくり交流センター交流室における学生サークルによる交流室の利用促進に向けた親子イベントの開催や、市民が講師となってミニ講座を行う「暮らしに役立つみんなの広場」に学生サークルが講師となる講座を開くなど、市民と学生とのつながりの場を創出しています。

今後も、市民と学生の関係がより強化され、更なる連携が発揮されるために必要な事項について意見を求めます。

(3) 地域協働のまちづくり推進会への支援について

協働のまちづくり推進会が設立してから約 10 年が経過する中で、各推進会がその地域の特性を活かした自主的な活動ができるよう、まちづくり市民活動支援センターが中心となり支援を続けています。

長年の課題としてまちづくりの担い手不足が挙げられていることから、都留文科大学地域交流研究センターやまちづくり市民活動支援センターが仲介となり、地域との関わりを望む都留文科大学の学生やサークルと各推進会をつなぐことにより、各推進会行事への参加・参画を促していますが、今後も、大学や学生が持つ様々な力を各推進会のニーズとマッチさせていくために必要な事項について意見を求めます。